

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営の効率化、健全性、透明性を高め、長期的、安定的かつ継続的に株主価値を向上させる企業経営の推進がコーポレート・ガバナンスの基本であると考え、経営上の重要課題であると認識しております。

このため、企業倫理と法令遵守の徹底、経営環境の変化に迅速・適正・合理的に対応できる意思決定体制及び業務執行の効率化を可能とします。社内体制を構築して、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいります。

また、すべてのステークホルダーから信頼を得ることが不可欠であると考え、経営情報の適時開示(タイムリーディスクロージャー)を通じて透明性のある経営を行ってまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
ワタキューセイモア株式会社	360,000	19.02
加茂 雄一	320,470	16.93
池田 裕樹	256,900	13.57
胡桃沢 精一	111,200	5.87
株式会社SB証券	88,000	4.65
株式会社I.K.D	71,670	3.78
イーストベンチャーズ投資事業有限責任組合	66,000	3.48
TSVF1投資事業有限責任組合	56,100	2.96
株式会社CARTA VENTURES	52,100	2.75
市島 政岐	51,000	2.69

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 グロース

決算期	11月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	13名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j
加藤智久	他の会社の出身者										
平野圭二	他の会社の出身者										
中尾隆一郎	他の会社の出身者										
大森(伊田)愛久美	弁護士										

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d, e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
加藤智久				株式会社レアジョブを創業し、同社の株式上場を遂行するなど、長年にわたって培われた経営者としての幅広く高度な知見と豊富な経験により、当社の今後の事業拡大において有用な助言を期待できると考え、選任しております。 また、当社の主要な取引先の出身者、主要株主等ではなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断できるため独立役員に指定しております。
平野圭二				主要株主かつ筆頭株主であり、当社と業務提携契約を締結しておりますワタキューセイモア株式会社の親会社であるワタキューソーホールディングス株式会社において、執行役員として長く同社の経営に携わり、当社との業務提携をリードしてまいりました。 その豊富な経験と知識をもって、取締役の職務執行に対する監査、監督及び当社経営全般に対する助言・提言等を期待して監査等委員である社外取締役として選任しております。
中尾隆一郎				株式会社リクルートを含む数多くの企業の経営を担われ、企業経営に関する豊富な経験と幅広い知識と情報を備えており、取締役の職務執行に対する監査、監督及び当社経営全般に対する助言・提言等を期待して、監査等委員である社外取締役として選任しております。 また、当社の主要な取引先の出身者、主要株主等ではなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断できるため独立役員に指定しております。
大森(伊田)愛久美				弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有しており、その専門的知見による取締役の職務執行に対する監査、監督及び当社経営全般に対する助言・提言等を期待して、監査等委員である社外取締役として選任しております。 また、当社の主要な取引先の出身者、主要株主等ではなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断できるため独立役員に指定しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	0	0	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

なし

現在の体制を採用している理由

当社は、監査等委員会、内部監査人及び会計監査人の三様連携により、監査等委員会の監査が適切に行われる監査体制を整えており、現時点では監査等委員会の職務を補助すべき使用人を配置していません。
ただし、外部委託により監査等委員会の職務を補助できる機能を充たしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

・内部監査人と監査等委員会の連携状況

内部監査規程において、内部監査人は、監査等委員会の独立性に支障が生じない範囲において、監査等委員会と連携する旨が定められております。内部監査計画の説明については、毎期12月に実施しています。また、監査等委員会に置いて選定された監査等委員は内部監査人と原則として毎月面談を実施し、各事業部門の面談結果の共有を受けております。

・内部監査人と会計監査人の連携状況

内部監査人は、会計監査人による内部統制の評価、会計監査の進捗に応じて、適宜会計監査人との意見交換の場を設け、会計監査人の意見を聴取するとともに、必要に応じて意見の調整を図り、緊密な連携関係を維持しております。

・監査等委員会と会計監査人の連携状況

監査等委員会と会計監査人の意見交換は、四半期単位で定期的なミーティングを設け実施しております。監査計画については三様監査会議を通じて共有が図られており、適切な連携関係を維持しております。

・三様監査会議

内部監査責任者が主催して、四半期に1回(4月、7月、10月、1月)の頻度で三様監査会議を開催し、各者の今後の計画、重点監査課題についての共有を行っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

独立役員の人数

3名

その他独立役員に関する事項

当社は、東京証券取引所の定める独立性に関する判断基準に基づき客観的に社外取締役の独立性を判断し、独立役員を選任しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

優秀な人材の確保、業績向上に対する意欲や士気を一層高めるため、ストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明

社取締役及び従業員に対し、当社の業績向上への意欲と士気を一層高めることを目的として、新株予約権を発行しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

役員報酬の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の決定方針の有無	あり
---------------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役(監査等委員であるものを除く)の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能する報酬体系とし、個々の取締役(監査等委員であるものを除く)の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としてあります。取締役(監査等委員であるものを除く)の個人別の報酬額については、株主総会の決議により承認された報酬限度額の範囲内において、取締役会が代表取締役に各取締役の月例定額報酬及び賞与の額の決定を一任する決議を行った上で代表取締役が、当社の個人別の報酬等の額の決定に関する方針に則り決定しております。

監査等委員である取締役の報酬額については、株主総会の決議により承認された報酬限度額の範囲内において、監査等委員会において監査等委員が協議し決定しております。

【社外取締役のサポート体制】

当社では、Corporate Design Divisionが社外取締役のサポートにあたっており、取締役会関係資料等を事前に配布するとともに、必要に応じて事前説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

1. 取締役会をはじめとするガバナンス機構に関する現状の体制

当社は、取締役会、監査等委員会、会計監査人を設置しており、迅速で合理的な意思決定体制及び業務執行の効率化を可能とします社内体制を構築し、企業統治の体制強化を図ってまいりました。

(取締役会)

取締役会は、本書提出日現在において議長の代表取締役CEO兼CFOである加茂雄一、代表取締役COO池田裕樹及び業務執行を掌る取締役1名(白坂ゆき)、及び社外取締役4名(加藤智久、平野圭二、中尾隆一郎、大森(伊田)愛久美)の7名で構成されております。うち、監査等委員である取締役は3名(平野圭二、中尾隆一郎、大森(伊田)愛久美)になります。毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時開催し、迅速な経営上の意思決定を行える体制としております。取締役会では、当社経営の基本方針、法令や定款で定めた事項、当社経営に関する重要な事項の審議と決議を行っております。各取締役の担当する業務の状況や利益計画の進捗状況を含む取締役の業務執行状況の報告を行うことで、取締役間の相互牽制及び情報共有に努めております。また、業務執行から独立した立場である社外取締役・取締役の業務執行を監査する監査等委員である社外取締役の出席により、取締役会への助言・監視を行い経営監督機能の強化を図っております。

(監査等委員会)

監査等委員会は、本書提出日現在において、議長であり監査等委員会で選定された選定監査等委員である平野圭二と、中尾隆一郎及び大森(伊田)愛久美の3名(全員が社外取締役)で構成し、毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催しております。監査等委員は内部監査担当者及び会計監査人との連携を図るとともに、取締役会に出席し、経営・税務・法務等の幅広い知見から適法性・適正性・妥当性等を確保するための助言や提言を行っております。また、選定監査等委員は監査等委員会で策定された監査方針及び監査計画に基づき、取締役会や経営会議等の重要会議に出席し各取締役からの報告、資料の閲覧等を通じて取締役の業務執行等を監査しております。その他の監査等委員は、取締役会への出席のほか、選定監査等委員との連携等を通じて監査を実施しております。

(執行役員制度)

当社は、変化の速い経営環境に対応して業務執行機能の強化を図るため、執行役員制度を導入しております。

執行役員は、取締役会が決定した基本方針に従って業務執行の任に当たることとしております。

本書提出日現在、執行役員はありません。

(内部監査)

当社は、代表取締役の特命を受けた内部監査担当者を設置し、監査等委員会と連携を図り、内部監査を実施しております。また、内部監査計画に基づき、当社全体の監査を実施し、監査結果を代表取締役に報告するとともに、被監査部門の改善指導・改善状況を確認し、内部監査の実効性の向上に努めています。なお、報告書提出日現在において内部監査責任者は代表取締役が兼務しており、また、当社では独立した内部監査専任部門は設けておらず、外部委託により内部監査を実施しております。

(リスク・コンプライアンス委員会)

当社では、コンプライアンス推進及びリスク管理に関する課題や対応策を審議・承認するとともに、必要な情報の共有化を図ることを目的としてリ

スク・コンプライアンス委員会を設置しております。リスク・コンプライアンス委員会は、代表取締役加茂雄一を委員長とし、取締役3名(加茂雄一、池田裕樹、白坂ゆき)で構成されております。また、オブザーバーとして監査等委員である平野圭二、中尾隆一郎及び大森(伊田)愛久美が出席するとともに、監査等委員ではない社外取締役は任意で出席しております。同委員会は、四半期に1回以上開催するほか、必要に応じて臨時に開催しております。コンプライアンス及びリスクに係る取組みの推進、社内研修等の実施のほか、コンプライアンス違反事項及びリスク発生事項の定期報告の実施等を行うとともに、その対応や対策についても協議を行っております。

(情報セキュリティ委員会)

当社では、情報セキュリティに関する責任体制を明確化し、情報セキュリティの維持・向上のための施策を継続的に実施することを目的として情報セキュリティ委員会を設置しております。情報セキュリティ委員会は、代表取締役加茂雄一を責任者とし、取締役3名(加茂雄一、池田裕樹、白坂ゆき)で構成されております。また、オブザーバーとして監査等委員の補助者が出席しております。同委員会は、四半期に1回以上開催するほか、必要に応じて臨時に開催しております。情報セキュリティ対策状況の把握、情報セキュリティ対策に関する指針の策定・見直し、情報セキュリティ対策に関する情報の共有を実施するとともに、その対応や対策についても協議を行っております。

2. 監査等委員会の機能強化に関する取組状況

「経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況 1. 機関構成・組織運営等に係る事項【監査等委員会】」に記載のとおりであります。

3. 責任限定契約の内容

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、社外取締役4名(うち監査等委員である社外取締役3名)を含めた取締役会と監査等委員である社外取締役で構成される監査等委員会により、取締役の業務執行の決定と経営の監視・監督機能の強化を図ることにより、健全性と透明性の高いガバナンス体制を維持できると判断し、現在の体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	決算の早期化により、株主総会招集通知の早期発送に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主にご参加いただけるよう、集中日を避けた開催日となるよう留意いたします。
電磁的方法による議決権の行使	電子投票制度については、今後の株主構成により導入の要否について検討してまいります。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	機関投資家向け議決権行使プラットフォームについては、今後の株主構成により導入の要否について検討してまいります。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知の英文提供については、今後の株主構成により導入の要否について検討してまいります。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーを策定し、当社Webサイト上のIR情報ページに掲載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	四半期決算毎の定期的なオンライン決算説明会に加え、IRセミナーや情報発信を積極的に実施しております。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家向けの説明会について、個別のスマートミーティングについてはウェブミーティングの形で随時対応してまいる所存でございます。ラージミーティングについては今後の株主構成を鑑みつつ開催の検討を行ってまいります。	なし
海外投資家向けに定期的説明会を開催	説明会の開催につきましては、今後の株主構成を鑑みて検討してまいります。	なし

IR資料のホームページ掲載	当社Webサイト上にIR情報ページを作成し、当該ページにIR資料を掲載しております。
IRに関する部署(担当者)の設置	Corporate Design Divisionにて対応しております。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	リスク・コンプライアンス規程を整備し、コンプライアンスの重要性を社内に浸透させ、誠実に適時適切な情報開示を徹底し、会社を取り巻くステークホルダーの尊重を図ることとしております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	報告書については、今後作成の要否について検討してまいります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、ステークホルダーに対して、適正かつタイムリーな情報提供が重要であると認識しております。当社ホームページ、並びに、決算説明会等を通じて積極的に情報提供を行なって参ります。
その他	取締役総数7名のうち2名が女性であります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 基本的な考え方

当社は、「内部統制システム整備の基本方針」を定め、取締役会、その他重要会議により当社の職務の執行が有効的に行われ、法令及び定款に適合することを確保する体制作りに努めています。その他、役職員の職務遂行に対し各種社内規程を整備し、役職員の責任の明確化を行うことで規程遵守の徹底を図り、内部統制システムが有効に機能する体制の確保に努めています。

2. 整備状況

整備状況は以下のとおりであります。

a. 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a) 当社は、全役職員が法令、定款はもとより社会規範を遵守することを明確にするとともに、その遵守の重要性について繰り返し情報発信することにより、周知徹底を図ります。
- b) 当社は、「リスク・コンプライアンス委員会」、稟議制度、内部監査及び顧問弁護士による助言等によりコンプライアンス体制を構築し、コンプライアンスの遵守状況や事業におけるリスクの把握に努め、コンプライアンスの実効性を確保いたします。
- c) 「リスク・コンプライアンス委員会」は、万が一不正行為が発生した場合には、その原因究明、再発防止策の策定及び情報開示に関する審議を行い、その結果を踏まえて再発防止活動を推進いたします。
- d) 内部通報体制として「内部通報規程」に基づき、通報窓口を設け、法令及びその他コンプライアンスの違反又はその恐れのある事実の早期発見に努めます。

b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- a) 情報セキュリティについては、「情報セキュリティ関連規程」に基づき、情報セキュリティに関する責任体制を明確化し、情報セキュリティの維持・向上のための施策を継続的に実施する情報セキュリティ管理体制を確立いたします。情報セキュリティに関する具体的な施策については、情報セキュリティ委員会で審議し、推進いたします。
- b) 個人情報については、法令及び「個人情報取扱規程」に基づき、厳重に管理いたします。
- c) 取締役の職務執行に係る情報については、法令及び「文書管理規程」に基づき、文書又は電磁的媒体に記録し、保存いたします。

c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a) 当社は、「リスク・コンプライアンス規程」に基づき、潜在的リスクの早期発見及び事故・不祥事等に対する迅速かつ適切な対応を講じます。
- b) 経営上の重大なリスクへの対応方針、その他リスク管理の観点から重要な事項については、「リスク・コンプライアンス委員会」において十分な審議を行い、その結果を取締役会に報告いたします。

d. 取締役の職務の執行が効率的に行われるることを確保するための体制

- a) 取締役会は、原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、事業運営に関する機動的な意思決定を行います。
- b) 中期経営計画により、中期的な基本戦略、経営指標を明確化するとともに、年度毎の利益計画に基づき、目標達成のための具体的な諸施策を実行いたします。
- c) 当社は、「組織規程」及び「職務分掌規程」、「職務権限規程」に基づき、担当職務、業務分掌、指揮命令関係等を明確化し、取締役の効率的な職務執行を図るとともに、その職務執行状況を適宜、取締役会に報告いたします。

e. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役(監査等委員であるものを除く)からの独立性に関する事項及び監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- a) 監査等委員会が必要とした場合、監査等委員会の職務を補助する使用人を置きます。当該使用人は、もっぱら監査等委員会の指揮命令に従うものとします。
- b) 監査等委員会の職務を補助する使用人の任命・異動等人事に関する事項については、監査等委員会の同意を得た上で行い、指揮命令等につ

いて当該使用人の取締役(監査等委員であるものを除く)からの独立性を確保いたします。

- f. 取締役(監査等委員であるものを除く)及び使用人が監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制
a) 当社の取締役(監査等委員であるものを除く)及び使用人は、監査等委員会の求めに応じて、隨時その職務の執行状況その他に関する報告を行います。
b) 監査等委員は、重要会議への出席又は不定期の会議等において、経営の状態、事業遂行の状況、財務の状況、内部監査の実施状況、リスク・コンプライアンス管理及びコンプライアンスの状況等の報告を受理いたします。

g. 監査等委員会への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
「内部通報規程」において、通報者が通報を行ったことに関する不利益も与えてはならないことを明確にいたします。

h. 監査等委員の職務執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査等委員は、会計監査人や弁護士への相談に係る費用を含め、職務の執行に必要な費用を会社に請求することができ、会社は当該請求に基づき支払います。

i. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
a) 監査等委員は、重要な意思決定及び業務の執行状況を把握するために、取締役会等の重要な会議に出席するとともに、稟議書その他重要な業務執行に関する文書を閲覧いたします。
b) 監査等委員は、会計監査人及び内部監査責任者と監査上の重要課題等について定期的な情報交換を行い、相互の連携を深め、内部統制状況を監視いたします。

j. 財務報告の信頼性を確保するための体制
a) 金融商品取引法その他の法令に基づき、内部統制の有効性の評価、維持、改善等を行います。
b) 当社の各部門は、自らの業務の遂行にあたり、職務分離による牽制、日常的モニタリング等を実施し、財務報告の適正性の確保に努めます。

k. 反社会的勢力への対応
a) 当社は、「反社会的勢力に対する基本方針」及び「反社会的勢力対応マニュアル」に基づき、反社会的勢力の排除に向けた体制の整備を強化いたします。
b) 反社会的勢力からの不当要求に備え、平素から所轄警察署や顧問弁護士等、外部専門機関との密接な連携を構築いたします。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、「反社会的勢力排除に関する規程」及び「反社会的勢力対応マニュアル」において、公正で健全な経営及び事業活動を行うため、いかなる場合においても、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、断固として反社会的勢力との関係を遮断し、排除することを定めております。また、反社会的勢力からの不当要求に備え、平素から所轄警察署や顧問弁護士等、外部専門機関との密接な連携体制を構築しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社は、対応担当部署をCorporate Design Divisionとし、責任者はCorporate Design Division管掌役員が務めております。反社会的勢力から不当な要求が発生した場合には、Corporate Design Divisionへの報告を行い、必要に応じて指示を仰ぐこととしております。また、警察その他の外部専門機関(特防連)等と連携体制を構築し、反社会的勢力による経営活動への関与や当該勢力による被害を防止する体制を整えております。また、取引先との契約締結時には、契約書への「反社会的勢力排除条項」の盛り込みまたは「覚書」の徴収を原則としております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
該当項目に関する補足説明	

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

株主総会

